

令和6年度 第1回生駒市防災会議 議事録

I 開催日時 令和7年2月17日10:00～

II 開催場所 生駒市役所 大会議室

III 出席者

会長 小紫会長(生駒市長)

委員

2号委員:奥田委員(奈良県郡山土木事務所長)

4号委員:領家委員(副市長)、小林委員(総務部長)、米田委員(建設部長)、杉浦委員(総務部参事)

5号委員:原井委員(教育長)

6号委員:金田委員(消防長)

7号委員:河嶋委員(西日本電信電話株式会社 奈良支店設備部長)

寺坂委員(大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部緊急保安チームマネジャー)

柳谷委員(近畿日本鉄道株式会社 生駒駅長)

東川委員(奈良交通株式会社 北大和営業所長)

8号委員:山田委員(京都大学 防災研究所准教授)、太田委員(自主防災会を組織する者)

9号委員:長崎委員(生駒市自治連合会 副会長)舟越委員(生駒市民生・児童委員連合会 理事)

井上委員(生駒建設業協会 会長)、永野委員(生駒市赤十字奉仕団委員長)、

吉村委員(生駒市議会 議長)、山下委員(生駒市議会 企画総務委員会 委員長)、

新井委員(公募市民委員)、丸亀委員(公募市民委員)

山下委員(陸上自衛隊第7施設群第381施設中隊長)

委員代理

3号委員:山口氏(生駒警察署 警備課長)

7号委員:谷口氏(関西電力送配電株式会社奈良本部 統括グループリーダー)、

有山氏(北倭土地改良区 事務局長)

9号委員:中南氏(生駒商工会議所 専務理事)

事務局

甫田(防災安全課長)、谷(防災安全課企画官)、宮崎(防災安全課主幹)、

吉村(子育て健康部長)、水澤(地域医療課長)、藤川(地域コミュニティ推進課長)、

和田(地域コミュニティ推進課主幹)

自治連合会

森岡氏(生駒市自治連合会 会長)、黒部氏(生駒市自治連合会 防災部会)、

黒瀉氏(生駒市自治連合会 防災部会)

IV

欠席者

2号委員:川本委員(奈良県郡山保健所次長)

6号委員:松本委員(生駒市消防団長)

7号委員:立和名委員(日本郵便株式会社生駒郵便局 総務部長)

8号委員:牧委員(京都大学 防災研究所教授)

9号委員:有山委員(生駒市医師会長)

V 議事内容

I 開会

事務局(宮崎主幹)

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

会議の開始に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

机上に配布している資料でございますが、今回案件が多く、たくさんの資料がございますので、ご了承願います。

1番上が、令和6年度 第1回生駒市防災会議 会議次第、2枚目が「防災会議出席者名簿」3枚目がホッチキス止めの資料1「生駒市地域防災計画本編(修正案)」、次に、1枚ものの資料2「防災基本計画修正(令和6年6月)の概要」、次に、資料3「生駒市防災会議委員名簿(案)」、次に、ホッチキス止めの資料4「生駒市避難行動要支援者避難支援プラン」、次に、同じくホッチキス止めの資料5「生駒市自治連合会防災計画」、次に、1枚ものの資料6「土砂災害の発生と生駒市の主要な対応」、次に、2枚ものの資料7「令和7年度総合防災訓練全般の考え方」最後に、両面印刷の1枚ものの資料8「特別行政相談所について」でございます。

足りないものがございましたら、事務局までお知らせくださいますようお願いいたします。

それでは、ただいまから 令和6年度 第1回生駒市防災会議を開催いたします。

なお、本市の「附属機関等の会議の公開に関する基準」では、附属機関等の会議は原則として公開するものとしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

開会にあたりまして、当会の会長であります 小紫市長から ご挨拶がございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

2 会長あいさつ

小紫会長

皆さん改めましておはようございます。

本日は大変お忙しい中、防災会議にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

能登の地震が去年になりまして 1 年以上が経過するわけですが、関係各位にいろいろとご尽力またご協力をいただきまして、生駒市の防災体制も前に進めているところでございます。今日も貴重なご意見をいただければというふうに思っております。

また、本年は生駒市でも市を挙げて総合防災訓練が行われる年でもございまして、訓練がその日だけで終わるとあまり意味がありませんので、それに向けてどのような準備をこの市役所の中で、また生駒市内の自治会、避難所等と連携をする形で、またここにおられる皆様を中心として関係各位と市役所とどのような連携をとっていくのかということ具体的にそれまでに詰めていくプロセス、そして実際の訓練が終わった後の振り返りをきっちりと事前、そして当日、事後にきっちりやっていくことが総合防災訓練の一番の予定であろうというふうに思っております。

能登で出てきた様々な課題、また、阪神淡路から 30 年ということもあり、しっかりと防災の年に今年はしていくというふうに消防の出初式から申し上げたので、防災についてしっかりと地に足をつけて取り組みを進めていく年にしていきたいと思っております。

今日の会議の出席者の方も、いろいろと疑問点等ございましたら、ご意見、アドバイスいただければと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

事務局（宮崎主幹）

ありがとうございました。

さて、次に、ご出席いただいております皆様方をご紹介させていただくのが本意ではございますが、人数も多く、時間もかかることから、本日はお手元に配布させていただいております名簿でのご紹介に替えさせていただきたいと存じます。ご了承くださいますようお願いいたします。

なお、本日 6 号委員、生駒市消防団長松本様におかれましては、体調不良のためご欠席となっております。また、8 号委員、京都大学防災研究所准教授山田先生におかれましてはリモートでの参加となっております。

それでは、会議に入ります前に本日の予定をご案内いたします。お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、3 審議案件 といたしまして

- (1) 生駒市地域防災計画の改正について
- (2) 防災会議委員の委嘱について、となります。

次に 4 報告案件といたしまして

- (1) 生駒市自治連合会防災計画について
- (2) 令和 6 年能登半島地震に対する本市の支援について（まとめ）
- (3) 令和 6 年 6 月に発生した土砂災害について
- (4) 南海トラフ地震臨時情報の発表について
- (5) 令和 7 年度生駒市総合防災訓練について
- (6) 災害時の救護所の見直しについて、となります。

最後に、5 その他といたしまして、特別行政相談所について、となります。

それでは、案件に移らせていただきます。

以降の進行は、本会の会長であります小紫市長が議長となり執り行っていただきます。

市長よろしくお願いいたします。

小紫会長

はい。それでは議事次第に従いまして審議また報告案件と進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

早速ですが会議次第に沿ってまずは審議案件の1つ目、生駒地域防災計画の改定につきまして、資料1-4を使いながら説明ということで事務局の方から説明の方よろしくお願いいたします。

3 審議案件

事務局（甫田課長）

それでは、審議案件1生駒市地域防災計画の改正について事務局から説明いたします。

今年度の大きな改正の柱は、3つとなります。

1 1 1 目、能登半島地震を踏まえた国の「防災基本計画」の改正に伴うもの

2 2 2 目、市の組織の変更、奈良県広域水道企業団の設立によるもの

3 3 3 目、関連計画の更新と追加、生駒市避難行動要支援者避難支援プラン、それから生駒市自治連合会防災計画の追加があります。

資料1をご覧ください。1 1 1 目、奈良県広域水道企業団の設立に伴い、災害対策本部の編成を変更します。水道部から下水道班が土木部に、水道班が「奈良県広域水道企業団」として災害対策本部に追加します。そのほかの市の組織の変更、名称変更につきましては、この場での詳細な説明は割愛させていただきます。

次に資料2をご覧ください。令和6年度の「防災基本計画」の改正で本市の計画へ反映すべきところは、1 1 1 目、「避難所以外で避難生活を送る避難者への支援」のところで特に「在宅避難・車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置」、2 2 2 目、「自治体支援」のところでは、被災地以外の自治体から派遣された応援職員の宿泊場所として活用できるであろう施設やスペースをあらかじめリスト化しておく。これは、能登半島地震で応援職員が金沢から3時間かけて被災地に通っていたこともあるため、スムーズに支援受け入れることができるよう、準備として行うものです。

3 3 3 目、「避難所運営」のところでは、避難所開設当初から段ボールベッドやパーテーションの設置に努めることや、飲料水だけでなく、入浴や洗濯などの生活用水の確保に努めること、衛生的で快適なトイレの設置に努めることが加えられました。

次のスライドは、令和6年12月に出された「自治体向けの避難所に関する取り組み指針・ガイドラインの改定」の内容です。「防災基本計画」の変更に伴い内閣府は「在宅・車中泊者等への支援の手引き」を新たにまとめ、平成25年にまとめた「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」の内容を大きく変更されています。このような変更の背景には、災害関連死を

減らし、災害から助かった命をつなぐこと、あらゆる事情で、在宅や車中泊など、避難所には滞在できない被災者を救うことを目的としています。

ここから本市の計画改定内容に移りますので、再度資料Ⅰをご覧ください。お手元の資料はページが前後しておりますが、関連する内容をまとめて説明させていただくためです。前方の画面にそって順次説明いたしますが、見えにくい場合はお手元資料をご覧ください。

まず、28ページ「広域防災体制の確立」の1「受援体制の整備」に「宿泊可能な施設用のリスト化に努める」という文言を加え、29ページ「受け入れ拠点」の表に「別紙 応援職員等宿泊受け入れ施設一覧」を加え、本計画の「資料編」に別紙一覧表を加えることとします。また、62ページ「受援体制の整備」2受援体制の確保の欄にもリスト化しておくことを追記しました。

次に33ページ、43ページ、73ページ、78ページについては主に「奈良県広域水道企業団」についての変更事項です。今まで「上下水道部」や災害対策本部の「水道部」であった表現を下水道部門と書き分け「奈良県広域水道企業団」としています。

73ページ「物資の供給」2「食料、生活必需品の供給」では、飲料水だけではなく、生活水の確保に努めることを追記しました。

今後においては、災害時の必要水量に生活水の量についても加えていく必要があり、広域水道企業団と連携した対応が求められます。

下段の主な連絡先に「キッチンカー（協定に基づく応援）」を加筆しました。これは昨年、キッチンカー団体と災害協定を締結したことに基づくものです。

次に35ページ、「廃棄物処理体制の整備」4「トイレの確保」に、清潔で安全なトイレの設置に努めることと、その処理に必要な措置を講じることを追加しました。これは、清潔であることに加え、災害時に犯罪が起きやすい場所とならないよう配慮していくことが求められます。トイレ対策については、避難所ごとに「仮設トイレ」を備蓄し、その使い方については以前から防災訓練等で周知に努めていますが、数量については十分とは言えません。近年、学校や公共施設のトイレの洋式化が進んできましたので、水は流れなくなってもその便器を利用して、袋式トイレを備蓄することで発災当初のトイレの必要数を確保することとしています。これには、多くの市民に災害時のトイレの使い方を知っていただく必要があり、防災訓練などを通じて啓発していきます。

次に59ページ、「情報収集・整理・伝達」については、今年度導入の「総合防災システム」において、情報収集・整理・伝達や発信を一元管理するものです。これにより、手作業や情報の重複などができるだけ少なくし、災害対応の決断を迅速に行うことを目的としています。

次に72ページ「避難生活支援」については、トイレやパーテーション、ベッドはどの避難所でも避難生活への具体的な支援に努めることを加えるとともに、その時、開設している指定避難所は、近隣の在宅避難者や車中泊避難者の支援のための支援拠点となることを明記しました。

以前から、指定避難所以外に避難した市民がいる場合、自治会等を通じて情報を入手し、指定避難所を中心に支援することとしていましたので、体制として大きな変更はありませんが、在宅避難者や車中泊避難者をどのように把握していくのかについては課題があるといえます。

次に25ページ「災害ボランティア活動支援環境の整備」、84ページ「ボランティアの受け入れ」については、この後説明させていただきます「生駒市自治連合会防災計画」ができたことで、災害ボランティアセンターで市外からのボランティアの受け入れ以外に市内でも被害の少なかった自治会が被害の大きい自治会を支援する仕組みが構築されてきましたので、災害ボランティアセンターとの連携について追記しました。

お手元の資料4をご覧ください。最後に26ページ「避難行動要支援者の安全確保」については、昨年のこの会議で、地域防災計画の関連計画としている「生駒市災害時要援護者支援プラン」の改定について説明させていただいておりましたが、「生駒市避難行動要支援者避難支援プラン」が策定されましたので、関連計画として「災害時要援護者支援プラン」を「避難行動要支援者避難支援プラン」に更新させていただきました。防災計画の修正は新たなプランに合わせた文言の修正となります。

以上で生駒市地域防災計画の改正についての説明となります。改正案の中で「災害ボランティア」のところは「自治連合会防災計画」の説明が必要かと思いますので、それ以外のところについてご審議いただければと思います。会長よろしくお願いします。

小紫会長

はい。色々な多岐にわたる事項が入っていましたが、何か委員の皆様からご質問ご意見等ありますでしょうか。無いようでしたら、先ほどの国の方の防災計画の変更や、奈良県の水道の広域化、そういうところの文言修正が中心かと思います。

この案の通り改定させていただくということで、特にご異議ございませんでしょうか。

それでは生駒市地域防災計画の改正につきましては、説明の通りとさせていただきたいと思います。それでは審議案件の2つ目防災会議委員の委嘱について事務局から説明をよろしくお願いします。

事務局（甫田課長）

それでは、審議案件2 防災会議委員の委嘱について説明いたします。

令和7年4月から、奈良県広域水道企業団が設立されることに伴い、上水道施設・設備の管理や給水については本市直属の組織ではなくなることになります。しかし電気・ガス事業などと同様に重要なライフライン事業者となることから、本市の防災会議委員として加わっていただきたいと考えています。4月以降、企業団に委員の推薦を依頼したいと思います。

説明は以上です。審議のほうよろしくお願いします。

小紫会長

はい。先ほど申し上げた県の水道の広域化に伴い、上水道につきましては奈良県の広域水道企業団が追加されるということです。

これについて特にご質問ご意見ございませんでしょうか。

特にないようでございますのでその通りとさせていただきますと思います。

続きまして次第の 4 番目、報告案件がいくつかございますのでそちらにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局（甫田課長）

それでは、報告案件の 1 「自治連合会防災計画」について説明します。お手元の資料 5 をご準備ください。

この計画の構成は大きく 4 つとなっています。1 私たちの目指すもの、2 災害時の共助の仕組み、3 被災情報共有の仕組み、4 防災意識の向上、となっています。

まず 1 つ目「私たちの目指すもの」ですが、生駒市自治連合会は、市内の全自治会が加盟し、連携しながら地域課題を解決につなげる組織です。本市は地域特性から、災害による被害の大きさは地域によって異なることが予想されます。被害の大きい自治体を被害の小さい自治体が支援する仕組みを作り、災害による被害の軽減と、1 日も早い生活再建を目指すものです。

次に、将来、地域活動を担っていく子供たちに防災教育を初めとする地域活動を学ぶ機会をつくるが必要と考えています。私達は、学校と地域が連携した活動が円滑に推進できるよう、各地区自治連合会を支えていければと考えています。

大きな 2 つ目「災害時の共助の仕組み」のところでは、1 緊急支援共助 について、市内で震度 6 弱以上の地震発生時に 5 つの自治連合会に「緊急支援共助部」がつくられます。部長は各地区連合会長が担当し、共助内容は安否確認、救出救護、警察や消防への通報、負傷者の搬送となっています。共助の範囲はまず、近隣自治会、小学校区、中学校区、地区連合会と近隣自治会から少しずつ範囲を広げる仕組みとなっています。

2 つ目が、復旧支援共助ということで、生駒市災害ボランティアセンターが社会福祉協議会を中心に開設されますが、その開設に合わせ生駒市自治連合会と共助本部を設置されます。共助本部の部長は、生駒市自治連合会長が当たることとなっています。運営組織は、各地区 5 地区の自治連合会から共助本部に人員を派遣して本部が形成されます。共助の内容としては、共助本部に集まった地域のニーズを災害ボランティアセンターと調整し、支援可能な自治会の募集や資機材の調達等を行っていきます。

3 つ目、この中で重要な部分になってくるのが、各地区の被害の状況、被災状況の共有、等となります。その情報共有の仕組みとしては、2 つの仕組みを考えられています。

左側にあるオレンジ色の仕組みと右側の水色の方ですが、まずインターネット等の環境が整わないいうちはオレンジ色の左側の各避難所に備えている防災行政 MCA 無線を通じて、各中学校区を基本に取りまとめていくという方法です。これは以前も各地域の被害情報は避難所を通じて中学校区でまとめて災害対策本部に情報を収集するという形ができておりましたので、その方法をそのままお使いいただきます。インターネット環境が整えば、右側水色の方になりますが、自治連合会防災専用ホームページを立ち上げられ、被害情報や支援の要請、支援受け入れの情報を入力し、この情報の集約、共有を実施いたします。この仕組みにより、地域内での支援ニーズを、自治連合会の共

助本部で集約し、災害ボランティアセンターに繋ぐことができるようになります。

次に 4 つ目、防災意識の向上ですが、ここでは、先ほど説明した自治連合会防災専用ホームページを災害時だけでなく平時でも活用していこうというものです。毎年、何団体かの自治会役員は交代されていきます。自治会役員や多くの会員向けに、この自治連合会防災計画を知ってもらうため、説明動画を作成し、掲載したり、自治連合会の防災情報の掲載、災害時に自治体が使うであろう生駒市の防災計画やマニュアル等の掲載をしたりしておこうということです。

また、これからの地域を担う子どもたちに向け、地域と学校が協力し、防災教育、研修を進めるという内容です。地域特性により、災害時の対応も違ってくことから、自治連合会は地域ごとに防災を子どもたちに伝えることができる人材育成を進め、学校と連携していこうというものです。

最後にこの計画ができるまでを紹介させていただけたらと思っています。

2023年4月、自治連合会に防災部会を設置。その後兵庫県北淡震災記念公園から米山講師、龍谷大学政策学部 石原准教授を招いて講演会やワークショップを実施し、研究されてきました。令和6年度は計画の素案の作成、全自治会への意見聴取、自治連合会全体集会での説明を実施し、完成され本日を迎えています。

今後の予定としては、ホームページの開設、動画の配信とこの計画に基づく訓練を実施し、会員への周知や計画への反映を行っていくこととなります。この「自治連合会防災計画」は、市内の一部の地域で作成する「地区防災計画」とは異なり、市内全域を範囲とし、本市の自治連合会の仕組みを使ってお互いを支援する計画となっていることから、本市の地域防災計画の関連計画として位置付けたいと考えています。

説明は以上となりますが、本日は自治連合会から会長と防災部会の代表に来ていただいていますので、ご質問があればお答えいただけたと思います。

小紫会長

はい、ありがとうございます。何かご質問等ございますか。

具体的な内容とか市との連携等はまたこれから具体的に進めていくこともたくさんあるかなと思いますが、自主的にこのような形の計画を作成いただき、また訓練にも取り組んでくださるということでございますので、また今後の提案を期待し、またどのような形で市と連携をしていけばより効果的になるのかということも検討していただければと思っています。ありがとうございます。

今日、自治会から来ていただいているということであれば、作成の思い等を触れていただいた方がいいと思います。せっかく作成した方が来ていただいておりますので、事務局の説明で足りない部分や、作成に対する思い、また今後のお話等をお伝えいただく機会があった方がいいと思います。

良ければお話していただければと思います。よろしくお願いします。

黒瀧氏（生駒市自治連合会 防災部会）

防災部会の事務局を担当いたしました黒瀧と申します。

今回の防災部会の事務局として計画内容について、2つ説明いたします。

まず1つ目は災害時の自治会間共助のネットワークについて、これについては全国の自治会で前例がありませんので、作成に苦勞しましたが、前例がないので自由に作成ができたのはよかったです。

本制度については、足元を固めていくと同時に、全国自治会こういう共助ネットワークがあるので、この制度を広めていく機会があれば広めていって、各地の自治会でもっといい制度を作っていたらいい。そうすることで災害時の共助という具体的な課題の解決に繋がっていきます。

2つ目は、共助について、共助は強制とかのものではなく、自発的なものなので、この制度でどれだけの人が被災自治会を支援していただけるかという、人員算定は非常に難しいです。

しかし、こういった制度がない現行では、災害時に、自治会同士の共助というのは全く行われたい。要は0ということです。それに対して今回の制度ができたことで、一部ではありますけど、ボランティア精神の旺盛な方、それから自治会の役員の方で責任感、そういう方が中心になって、ある程度の共助が発生できるというふうに考えております。

それがどれぐらいの人かといいますと、例えば能登半島地震の災害ボランティア、穴水町というところでは、1月10日から月末までに大体50人ぐらいの災害ボランティアが活動していました。それを生駒市自治連合会で活動できるかという、自治会の代表がベースとしまして128自治会ありますので、仮に100自治体が共助に当たるということであれば、2つの自治会で1人となります。これは十分実施可能かなというふうに考えております。

今後は共助に関わる携わる人を少しでも増やしていかなければならないが、注意しなければならないのは、そもそも制度を理解しても、共助を行動に移してもらうということはかなり難しいです。

それから、例えますと児童見守り、民生委員を増やすのに相当する動機付けというのが必要になってまいります。これについては根気強く、理解、協力を求めていきたいというふうに考えております。

最後に、今回案を作るにあたりまして防災安全課の皆様には的確なアドバイスをいただき、おかげで昨年の9月末にはかなり内容が充実いたしました。このことに対して御礼を申し上げますとともに、一時期、私どもと防災安全課とで議論を交わし、非常に不愉快な思いをおかけしたということもあったかとおもいますので、それについてお詫びを申し上げます。以上でございます。

黒部氏(生駒市自治連合会 防災部会)

防災部会の黒部です。

一言お伝えしたいのは、阪神淡路大震災で助かった人の80%は共助によるものです。共助が一番大切じゃないかということで共助をどうしたらいいかというふうに考えてました。

自主防災会は100以上ありますが、これは各、自分の自治会を守るための自主防災会です。横の連絡はなかなか難しい、それをできるのは自治連合会ということで、防災部会で進め、計画を作成することができました。この計画が本当に災害が起きたときに役立つことを期待しております。

小紫会長

ありがとうございました。いろいろ思いのところも含めてご説明いただいたかと思います。

これに基づいてどのような具体的なことをやっていくのかっていうのは先ほど申し上げたように、いろんな訓練等を通じて、また市とも引き続き連携をさせていただければと思っております。

それでは、2 つ目の能登半島地震に対する本市の支援のまとめについて、事務局からの説明の方よろしくをお願いします。

事務局（甫田課長）

それでは、報告案件の 2、能登半島地震における本市の支援についてです。

今年のこの会議では、その時までには派遣された状況を報告しましたが、職員の応援派遣が終了しておりますので、まとめて報告させていただきます。

今まで従事した職員はのべ 53 名になります。従事した業務については、緊急消防援助隊が4隊、建物応急危険度判定、建物被害認定調査が3期間、避難所運営業務が2期間、給水業務についても2期間、水道応急復旧、保健師による保健衛生活動、罹災証明受付発行業務という形で、穴水町、能登町を中心として活動していただきました。

令和6年1月11日に奈良県が被災対策本部を立ち上げ、翌日12日に本市の支援対策本部を設置しました。令和6年4月30日をもって奈良県の対向支援が終了したことから、本市の支援対策本部も同日をもって閉鎖しました。

現在までの能登半島地震における本市の支援についての報告は以上となります。

小紫会長

ありがとうございました。続きまして、報告事項の3つ目、令和6年6月に発生した土砂災害について事務局から説明をお願いします。

事務局（谷企画官）

防災安全課企画官の谷から説明させていただきます。令和6年6月、本市で発生した土砂災害について報告させていただきます。資料6をご覧ください。

6月28日の20時頃に辻町で土砂災害が発生いたしました。消防警察等、現場に急行していただきまして対応にあたってくださいました。市役所も災害対策本部を設置し、21時55分、対象者に避難指示を発令しました。12世帯41名の方々の住民に対してです。

その後、緊急的な応急対策工事を実施し、当面の安全性を確認し、7月9日に被害影響が少ない、また影響のない家屋に対して避難指示を解除いたしました。その後、7月22日に被害があった家屋の住民の方に対しては、仮住まい決定を確認し、避難指示を全面解除したという状況でございます。

前のスライドでございますが、土砂災害が発生した場所でございます。赤丸のところ、ここが崩れたという状況でございます。そして北側の家屋の方に影響しました。

続きましてその後、発災直後に直ちに土砂崩れがあった斜面についてはさらに崩れることがないようにブルーシートをかけております。

先ほどご説明させていただいたところですが、発令した赤の枠につきましては12世帯41名の住民の方に避難指示を発令したところでございます。

左上には市でその避難指示をした対象者に対して、本市が支援した内容を記載しております。青の囲みがあるんですけども、ここについては当初、応急危険度判定を行い、危険であると紙を貼らせていただいたお宅でございます。その後、緊急的な応急対策工事の安全性を確認いたしまして、避難指示を解除したお宅が、青で着色したお宅でございます。

最後ですが残りの青のこちらのお宅ですが、土砂が家屋に流れ込んでおり別の仮住まいが必要なお宅でございましたが、仮住まい先が決定したことを確認しまして、避難指示を全面解除しました。

昨年本市で発生しました土砂災害については以上でございます。

小紫会長

この点について何かご質問等ございますか。

本市で実際に起きた土砂災害の案件ということで大変具体的な事例でもありますし、大まかに対応状況とか支援内容等を申し上げましたけれども、避難されてる対象者の方には、土地所有者の近鉄様にも出てきていただいて、丁寧に今後の土砂災害対応ということで説明会を行いました。

そういう意味では我々にとっても非常に今後を見据えて、この経験を生かして、災害対応をさらに磨き上げて、内容を改善していかなければならないと思います。

それでは続きまして4つ目、南海トラフ地震臨時情報の発表につきまして事務局からよろしくお願いいたします。

事務局（甫田課長）

昨年と今年に南海トラフ地震に対する臨時情報というのが発表されました。

国の方では、マグニチュード6.8程度以上の地震が発生した場合、プレート境界面での通常とは異なるゆっくりすべり等が発生した場合に伴い注意喚起をするものとなっています。

昨年、南海トラフ地震臨時情報調査中というのが、令和6年8月8日16時41分に発生した日向灘沖の地震で発表されています。そのときはマグニチュード7.1ということで観測されていたので、南海トラフ地震臨時情報の調査中から巨大地震注意という発表に変更されました。このときは19時15分に発表され、今後1週間において地震が発生する確率が高くなっているということで、国民に対して注意の呼びかけを実施されています。1週間程度ということですので、令和6年8月15日19時で呼びかけの方の終了をされています。

その次、令和7年1月13日21時19分、これも日向灘沖で、マグニチュード6.9の地震が発生いたしました。このときも南海トラフ地震臨時情報調査中が発表され、その後2時間程度で南海トラフ地震臨時情報の調査終了ということで、注意や警戒の情報には至らなかったということです。その後23時45分に調査終了という形をとられています。

私達の対応としては巨大地震の注意の情報が出たら、市民等には日頃からの地震の備えを再確認する等の啓発を行って、本市としては 1 週間程度警戒態勢をとるという形にさせていただいております。

今投影させていただいてる資料の方、これは市の職員の動員体制です。

南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意が発表されたときは、1 号警戒配備というところで各部の職員がおおむね 1 名以上参集し、警戒にあたることとなっています。それから南海トラフ地震臨時情報の巨大地震警戒が発表されたときには警戒本部の 1 号配備というところで警戒の対応する人数を増やして警戒にあたっています。この巨大地震警戒が発表された場合は、概ね 2 週間の体制の維持をさせていただく形を取らせていただきます。

昨年と今年入ってすぐにこの南海トラフ地震の臨時情報というのが発表されましたので、その辺りの本市の体制について説明をさせていただきました。説明の方は以上です。

小紫会長

はい。続きまして報告事項の5つ目、生駒市総合防災訓練につきまして説明をお願いいたします。

事務局（谷企画官）

説明させていただきます。

1 枚目ですが資料 7 をご確認くださいと思います。資料 7 の左側、中央防災会議で定めた総合防災訓練の目的・重視事項を書いております。その中には特に防災体制の実効性の確認や地域の課題の改善に取り組むため、実践的でたくさんの関係機関、主体に参加いただくよう記載されております。

市の現状・特性は、導入した総合防災システムの本格運用を含め、職員の災害対応能力の向上、また、能登半島地震の現場での新しい教訓、避難に関する内容、が案出されるとともに、これまでの訓練成果を踏まえ積み上がるよう考え、令和7年度訓練全般構想案コンセプトを作成しました。先回の総合防災訓練の反省から、年間を通じ啓発し意識を向上させていく予定です。

2 枚目ですが訓練の概要でございます。

実施時期は1年を通して、4～5回に分けて訓練や啓発イベントを実施していきます。主催は、市主催のものと、自治連合会と共催のものとで、自治連合会には東西南北・中の5地区で訓練等を自主的に考え計画していただき、それを市は支援する形で実施していくこととしております。

年間の訓練・イベントには多くの災害実動機関、ボランティア団体、災害協定業者等たくさんの関係者に参加を呼び掛けていく予定としています。

大きくは5つの訓練及び啓発イベントを予定します。4月下旬から5月に大阪府通勤通学者を対象に帰宅困難徒歩訓練、10月ごろに防災マルシェ、自治連合会・自主防災会の訓練は、各自治連合会と調整して日程や地区内の近隣連携等これから決定していく予定です。

避難所宿泊訓練は、市の主催で11月頃に避難所で1泊するリアル体験を計画します。キッチンカーの炊き出しで食事を提供することや、段ボールベッド・パーテーションで寝ることやトイレ対策に

ついても体感していただくこととしています。

また、職員訓練は1月に、大規模地震を想定し、市の総合防災システムを活用した災害対策本部活動の訓練を実施する予定です。

最初に実施します、帰宅困難徒歩訓練は、大阪市内の鶴見緑地公園から生駒市役所までの歩くコースとなり、北側は大東市・四條畷市経由で生駒山麓公園を経て生駒市役所に戻るコース、南側は東大阪市を經由し生駒山上遊園を経て生駒市役所に戻るコースの2コースを考えております。

いずれも、広い緊急輸送道路の歩道とハイキングコースを使用して訓練する計画です。以上です。

小紫会長

はい。総合防災訓練につきましては以上でございます。また具体的な内容等はこれからの調節するところもございますので、また関係団体の皆様におかれましては、お力をいただく部分もあるかと思えます。

前回の総合防災訓練したとき、自治会の皆様と指定避難所関係の方からいろいろ厳しいご意見を多数いただきました。

日頃からのコミュニケーション、連携をどう取っていくのか、年1回この防災会議がありますけど、年に1回だけ防災会議をすればいいということでもないと思いますので、どういうふうに関係者の皆様と日頃から連携するか等ということも含めて総合防災訓練に向けてどのように準備をしていくのか、またプロセスも含めて考え、お願いをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

報告事項の最後、災害時の救護所の見直し医師会との連携につきまして、よろしくお願いします。

事務局（甫田課長）

この生駒市地域防災計画の中では、災害時に市内8中学校に救護所を設置することとしております。これを含め、災害時の医療救護体制について、現在進めているところについて説明いたします。よろしくお願いします。

水澤課長（地域医療課）

地域医療課水澤からご報告いたします。スライドをご覧ください。

テーマは大規模災害発生時の超急性期について、超急性期とは発災直後から72時間程度を指しますが、そのあり方についてご説明いたします。

まずは背景をご説明いたします。現在、災害時の協定としまして、生駒市地域防災計画に基づき、平成23年に生駒市医師会と災害時における医療救護についての協定書を締結しています。

そして25年にその協定書に基づいて生駒市医師会医療救護計画を市医師会が策定いただいております。

平成27年には生駒区薬剤師会と災害時における救護活動に関する協定書を締結しています。

考えています課題は大きく二つございます。

1つ目は、大規模災害時は傷病者が病院へ集中するという事例が過去の災害で多くあるという

こと。

2つ目に、今現在策定しています中学校での救護運営、薬剤の管理方法などに実効性が厳しい状況であることです。

この課題を踏まえまして、病院前救護所の設置を検討する必要性が出てまいりました。

具体的な理由を4点ご説明いたします。

1つ目は、大規模災害発生時は病院に市民が殺到し病院機能が低下してしまうこと。

2つ目、大規模災害発生時は医師、看護師等のマンパワーが限られてしまうこと。

3つ目、現在の中学校救護所では、平時から医療活動が行われていないため、中等症、重症者に対応できないこと。

そして最後4つ目、中学校救護所、大規模災害発生時の傷病者はできるだけ対応可能な病院を集めていく必要があると考えております。

現在考えております今後の取り組みです。

大規模災害発生時の医療救護体制の整備を目的に、平時からの病院、診療所、薬局と行政の連携強化を図るために協議の場を設置しようと考えています。

この協議を繰り返し行いまして、生駒市が生駒市医師会、地区薬剤師会と締結の災害時の協定書および救護計画等の見直しを進めたいと考えております。

今回におきましては参加機関として、まず医療機関側として生駒市医師会、市内6病院、薬剤師会、行政側として、奈良県福祉医療部医療政策局、そして生駒市子育て健康部の健康課および地域医療課、生駒市総務部防災安全課で進めていく予定です。

報告は以上となります。

小紫会長

はい。まだ途中ということかもしれませんが、中学校だけで救護所を設けるとというのが、ちょっと課題があるんじゃないかというような医師会からのご指摘もあったのかと思っています。

具体的な話は、これかなと思っていますので引き続きご理解いただければ結構かと思いますが、医師会の方に生駒市立病院が入会をしたということもありまして、連携強化のプロジェクトの中の1つとしてこの防災の話を医師会からもご提案いただいて今後、医療連携を進めていただければと思います。

報告事項に時間がかかりましたが、まとめて何かご質問等ありますか。

山下委員（生駒市議会 企画総務委員会 委員長）

報告案件で4の5番のところ、今現在の総合防災訓練の考え方をお聞かせいただきたいなと思います。

資料7の真ん中、能登半島地震の教訓と書かれておりますけれども、この令和6年度の能登半島地震、他全国で起こっている災害を踏まえた、それをしっかりと教訓にして、この令和7年度に防災訓練を実施していくというところでありますけれども、その中の資料7の赤枠の右側の3番、例えば、

この住民に対する講演会等ですが、その下の段の各種ブース展示等というところについて、現在予定として考えておられたらと思うんですけども、具体的にどういう講演会であったりとか、どういうブースを設置しようというようなお考えが今現在ありますか。

事務局（谷企画官）

特に能登半島の教訓ということで避難所生活に関する不自由な部分や避難所の限界について啓発していきたいと考えています。

先ほどから計画でもありました通り、トイレ、食事、寝ることに関する訓練、防災講演会、マルシェのブース、宿泊訓練を実施し、避難に対する市民の考え方についていろいろご確認させていただきながら、生駒市の公助の部分がどういうところが必要なのか、避難所の体制についてヒントを得て整備できればと考えております。

山下委員（生駒市議会 企画総務委員会 委員長）

ありがとうございます。今、様々聞かせいただきましたが、能登半島地震のときの新聞記事も読みましたし、課題として挙がってるのが、ペットを連れての避難所に行った時のトラブルである。

市民の方からも実際大きな災害が起こったときに、どうしたらいいのか分からないというお声も聞いております。この総合防災訓練の中で、先ほど事務局からおっしゃっておられた避難に対しての意識向上というのは、ペットを連れて避難するということを想定しての講演会や啓発をする予定というのはあるんでしょうか。

事務局（谷企画官）

防災マルシェのブースで啓発できるようには考えております。

山下委員（生駒市議会 企画総務委員会 委員長）

はい、わかりました。

参加協力を依頼されておられますお隣の大東市はホームページにペットとの同行避難訓練を掲載して、令和6年の12月1日に防災訓練をされておりますけれども、そういった募集をされてるケースもあります。

また獣医さんに協力を依頼して講演会を開いている自治体とかも聞いておりますので、これまでの防災計画とかを拝見する中で、そういったペットを連れてる方を想定した避難について、計画から見られなれなかったのが、この場でちょっとお聞きをしたくて質問させていただきました。

先ほどそういったブースも設置されるというようなことも検討しているということがありますので、これまでの大きな災害の教訓をぜひ生かしていただくような訓練にしていきたい。以上です。

小紫会長

ありがとうございました。

ご指摘いただいたペットの話もたくさんありましたけれども、ペットも当然ですが、避難所の生活水準というのを一定確保するようになりつつある一方で、先ほど説明がありましたが国の防災基本計画の中でも、避難所以外の避難生活を送る避難者等への支援についても記載されました。

ただ書いてはいるものの、それをどうやって把握するかという話は国から明確に示されているわけではありません。そこをどう考えていくのかを国にも示してもらわないといけないし、先ほどの自治会の計画にもありましたように、例えば、誰かがおうちに残っておられて、それはペットがいるかもしれないし、いろんな理由で来れない人っていうかなりいらっしゃるんだろーと思います。

今まではそういう人たちには、あまり配慮できず指定避難所に来るということで当初の計画ではなっていたと思いますが、そこに避難できない人にも目を向けてくださったというのは大きな一歩なような気はします。

当然今まで考えてなかったそういう人たちをどう把握するのか、そういう人たちに物資等を支援する等どうするのかというところは多分まだまだこれから考えなくてはいけないことです。

ペットを連れて避難所に行きやすくなるというようなことも考えなければならないし、ペットがいるからもう家にいるという人をどうすればいいのかという話が、あんまり国でも議論が深まってないように思います。

だからこそ自治会の皆さん、やはり地域で、まずは避難所のことや自分の身の確保をきちんと取っていただきたいと思います。同時にその上で共助という形で家にいらっしゃる方とか、そういう方の事情把握等に、デジタル技術などを活用してほしいと思います。

先ほどの宿泊訓練についても、宿泊訓練に来た人が誰なのかっていうのはQRコードで把握しても良いかと思います。今、当たり前のようにもう技術としてはありますけれども、避難所にチェックインしたとか避難所から家へ帰った等、本当にすぐわかるような仕組みをマイナンバーカード等を使ってできるかもしれません。様々なデジタル等の技術も出てますし能登半島地震もあって国の考え方も本当に大きな変化がありますので、今日の資料の中には明確になっていないこともありましたけれども、もう少し整理をしていきたいと思っております。

避難所はきっちり物資を準備しましょうということを言われましたが、生駒市では3万人以上避難するということになっていて、パーティション、段ボールベッド等、全部用意するための倉庫だけで体育館ぐらいの大きさの倉庫が必要であり、それはなかなかちょっと厳しい等議論もしております。

その辺り、国がどういうふうを考えているのか、整理させていただきながら、物資の備蓄、デジタル等の活用、地域の皆さんの力、そのあたりをしっかりともう一度、防災訓練の前に整理をしていきたいというふうに思いますし、年に5回イベント的にプログラムをやりますというだけではなく、それぞれの前段、当日、終わった後に、反省も含めてやっていくということでご理解いただければとおもいます。

最後に報告事項、特別行政相談所について説明をお願いいたします。

事務局（谷企画官）

説明させていただきます。

資料の方は先日 NHK で報道された中野区と総務省との協定のニュースでございます。

特別行政相談所について説明させていただきます。そもそも特別行政相談所と申しますのは、被災地内の各市町村を巡回する形で開催され、被災者の様々な相談事に応じて対応する行政サービスの案内を行うものでございます。今回中野区と総務省が協定を結びました。

資料 8 に書かせていただいておりますが、効果としましては、被災者の様々な相談事に応じて行政サービスを行うことを、あらかじめ開設場所、業務を定めておいて役割も明確にしていくことにより開設の短縮ができるということでございます。

現在、生駒市地域防災計画には今回の特別行政相談所と同じ役割を果たすものとして総合相談窓口が記載されていますが、被災者支援相談プロジェクトチームを設置し、リーダーを決めて対応するとなっており、これから具体化する必要があります。

このニュースから、被災者の様々な相談事に対応することができることと相談所の開設時間を短縮できることから我が市でも効果が得られると考え、相談相手となる弁護士や建築士との協定を締結した上で、総務省の奈良行政監視相談センターと協定を締結し、生駒市特別行政相談所の、予定設置場所を盛り込むなど「生駒市地域防災計画」に来年度中に反映したいと考えています。

小紫会長

はい。私の方から少し補足しますと、生駒市でも司法書士、行政書士等との協定などを結んでいますが、やはり地元の関係者との協定になりますので、なかなか自分も被災者である中で十分なご支援が受けられるかというところが難しいかもしれません。

今ある地域での協定に加えて総務省、先ほどセンターとの協定とおっしゃってございましたけども、できればその母体との協定があれば当然そっちの方がいいので、こういうことも検討していきたいです。中野区にも確認をしますと、やはり非常に良い仕組みであるとのことだったので、前向きに少し検討していきたいところでございます。

相談窓口だけではなく、実際のいろんな避難所に対する物資等の協定等、事業者さんも被災者になることも考えると、奈良県でも 39 市町村ありまして、なかなか生駒市に支援が届くのが難しいところがあるかもしれません。事業者さんと日頃からのコミュニケーションをきちんと取っておくことが大切であると担当にも主張しておりますし、しっかりと考えていきたいということでご紹介をさせていただきました。

今日説明が十分できていない点もあると思っておりますので、そのあたりも整理をして、来年のこの防災会議できちとお話をしていければと思います。

特に何かご質問等ありますか。よろしいですか。それでは特にないようでございますので、本日の議事は以上とさせていただきます。事務局に進行をお返しします。

事務局（宮崎主幹）

ありがとうございました。それではこれもちまして令和 6 年度第 1 回生駒市防災会議を閉会いたします。本日は長時間ありがとうございました。